

「国土強靱化年次計画 2026（素案）」に関する意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 3 日

内閣官房国土強靱化推進室

「国土強靱化年次計画 2026（素案）」について、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので公表いたします。
貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1. 意見募集の概要

意見募集期間：令和 8 年 4 月 27 日（月）から令和 8 年 5 月 11 日（月）

実施方法：電子政府の総合窓口[e-Gov]

意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム

2. 意見受付総数

292 件（31 の個人・団体）

3. 意見の概要とそれに対する考え方

別紙「国土強靱化年次計画 2026（素案）」に関する意見の概要とそれらに対する考え方」

国土強靱化年次計画2026（素案）に関する意見の概要とそれらに対する考え方

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	増加傾向にある防衛予算を活用し、地下シェルターとなる避難所の整備等を行うべき。	第2章2 1.1-1)において、各種の避難施設の整備・機能強化に当たっては、防災シェルターの重要性が高まっている社会情勢を踏まえ、自然災害時のみならず、自然災害以外の有事の際にも機能するよう配慮するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
2	4 経済活動を機能不全に陥らせないについて、昨年のお米が急激に値上がりし、国民の経済活動に悪影響を及ぼした反省を踏まえて加筆を求めたい。	食料の安定供給に資する農業水利施設等の農業生産基盤整備については、国土強靱化において重要と考えております。第2章2 4.4-5)において、農林水産業に係る生産基盤等については、農業用ため池等の農業水利施設の耐震化、漁港施設等の耐震・耐津波・耐浪化、卸売市場の施設整備、農業水利施設や農道橋、林道橋、漁港施設等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
3	4 経済活動を機能不全に陥らせないについて、石油関連がサプライチェーンの危機に瀕している点から、実効性のある国土強靱化年次計画となるよう、追記を求めたい。	石油関連のサプライチェーン確保については、国土強靱化において重要と考えております。第2章2 2.2-2)において、石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携の強化などと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
4	こども家庭庁の不用率が、他の省庁に比べて高い理由を教えてください。	令和4年度補正予算に関して、社会福祉施設等の耐災害性強化対策において、当初の想定を下回る国庫補助協議数であったことのほか、工事の遅延等による当該年度事業費の減額や国庫補助協議の取下げ等があったことにより、約22億円の不用額が生じたこと等が理由です。
5	労働環境改善のために、週休3日にすべき	第4章6において、国内人材確保のため、令和6年に改正され令和7年12月に全面施行された第三次・担い手3法による労務費の確保と行き渡り、工期等のダンピングに対する規制強化、建設キャリアアップシステム（CCUS）の拡大による職人の技能・経験の「見える化」等を通じた技能者の処遇改善や働き方改革を進めると記載されており、当該方針に基づき取組を進めてまいります。
6	防災庁を設置する前に、災害によって被害が起きる可能性が高い場所の整備を行うべき。	第2章2 1.1-4)において、大規模氾濫が発生した場合に甚大な被害が想定される大都市部のゼロメートル地帯等において、大規模氾濫が発生した場合にも社会経済活動が長期停止することのないよう、まちづくりとも連携しつつ、高規格堤防の整備等の抜本的な治水対策を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
7	国土強靱化は国家一大プロジェクトとして今世界に冠たる必要は無く、地方と首都の寒暖差をもっと身近に感じてから、国土強靱化計画に着手するべき。	第1章1（2）3)において、国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体においても、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）に基づき、それぞれの地域が直面する大規模自然災害等のリスクを踏まえ、総合的かつ計画的に各地域の強靱化を進めることが不可欠である。また、地域の強靱化を進めて被害の最小化を図ることは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むための地域づくりにつながり、地域の経済成長、持続的な発展の基礎となるものである。このため、地方公共団体による地域の実情を踏まえた地域計画の内容充実を支援するとともに、地方公共団体が地域計画に基づいて進める取組の実効性向上を図り、地域の強靱化を一層推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
8	インフラ整備や老朽化対策に加え、自治体ごとの地域防災力・避難生活環境・復旧過程の衛生管理まで含めた「地域の強靱化」の見える化をさらに進めていただきたい。	進捗状況の見える化については、インフラ整備や老朽化対策に限らず、第1次国土強靱化実施計画「推進が特に必要となる施策」を対象として、関係府省庁、都道府県、市町村等関係者の理解を得つつ、進めることとしています。
9	各自治体の国土強靱化地域計画では、計画の記載粒度やKPIの設定、福祉避難所、備蓄、情報伝達、車中泊・在宅避難、災害時要配慮者対応などの扱いに差がある。国として、自治体計画を横断比較できる標準的な確認項目を示し、先進自治体の記載例や運用例を共有する仕組みを整備するべき。単に施設数や整備箇所数を示すだけでなく、人口、地理条件、災害リスク、要配慮者数、交通・物流条件に対してどの程度充足しているのかを確認できる指標が必要。	地域特性等を踏まえた国土強靱化地域計画の内容充実を促進するため、同計画の策定・改定の進め方や先進事例等をまとめたガイドライン等により、地方公共団体を支援しているところですが、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
10	避難所に入ることが難しい避難者などを想定した計画が重要。避難所運営マニュアルや福祉避難所だけでなく、車中泊可能な防災拠点等の平時利用と災害時利用の両立、アレルギー対応非常食、医薬品・衛生用品・生理用品・簡易トイレ・電源・通信手段の確保を、自治体計画の点検項目に加えるべき。	第2章2 2.2-3)において、車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
11	災害時の衛生対策は避難所内に限られず、復旧作業中の健康被害も国土強靱化の重要な課題。備蓄倉庫についても、物資を置く場所だけでなく広域的・分散型の物流拠点として位置付けるべき。	第2章2 4.4-1) 利用する港湾・空港が被災した場合の代替ルートを確認し、經由する民間物流拠点に対して非常用電源設備の導入支援を行うなど民間物流拠点の耐災害性強化を図るなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
12	地域防災力の担い手である自治会・自主防災組織は、高齢化や担い手不足により維持が難しくなっている。国として、地区防災計画等を整備し、小規模自治体や高齢化地域でも使える形で提供していくべき。	第2章2 2.2-3) において、地区防災計画の策定・充実を図るため、引き続き、全国を取組状況や地区防災計画制度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
13	国土強靱化年次計画2026では、進捗状況の見える化やPDCAの強化が掲げられている。これを、道路・河川・公共施設等のハード整備だけでなく、避難生活の質、情報伝達の多重化、福祉・医療・物流・金融・通信・文化的支援を含む生活継続力の指標にも広げていくべき。	進捗状況の見える化については、道路・河川等のハード整備に関するものに限らず、第1次国土強靱化実施計画「推進が特に必要となる施策」を対象として、関係府省庁、都道府県、市町村等関係者の理解を得つつ、進めることとしています。 PDCAサイクルの強化についても、道路・河川等のハード整備に限らず、第1章1（3）のとおりのとおり、PDCAサイクルの強化の観点から、附属資料（別紙1）施策・指標一覧のとおりのとおり、施策及び各施策グループの進捗管理のためのKPI等を計918指標（重複除く。補足指標を含む。地域別の指標値数は含まない。対前年比＋9。）を設定し、それぞれのKPI等について、基準年度及び現状値並びに目標年度及び目標値を設定しています。
14	道路、橋梁、河川、公共施設等のハード整備だけでなく、燃料供給、物流、情報伝達、介護・医療、紙媒体を含む生活インフラの維持を、より一体的に扱っていくべき。	第1章1（2）1) において、基本計画第1章4のとおりの①「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、②「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強化」、③「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、④「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」、⑤「地域における防災力の一層の強化」の国土強靱化政策の展開方向に沿って取組を進めるなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
15	国土強靱化においては、燃料供給施設や交通ネットワークの復旧だけでなく、ラストワンマイル配送、地域の小規模運送事業者、新聞販売店、郵便、訪問介護、薬局、福祉施設、給食・食品流通、地域商店などを、災害時の生活継続に関わる重要な社会インフラとして位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
16	災害時に紙媒体を維持するための代替配布拠点や地域掲示網、公共施設・交通結節点・商業施設を活用した情報提供体制をあらかじめ設計すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
17	災害時には地域住民以外の被災者も想定される。これらの人々を最初から対象に含めた情報提供・避難誘導・バリアフリー情報の整備を進めるべき。	第2章2 5.5-1) において、外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進めるなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
18	災害時には、住民票のある自治体と実際に避難・居住している自治体等が一致しないことがある。広域避難・二拠点生活・長期仮住まいを制度として扱い、自治体間の費用負担や情報連携のルールを明確にするべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
19	自然災害と国際情勢、物価高、人手不足、デジタル格差、人口減少が重なる複合リスクを前提に、生活インフラの維持と情報アクセシビリティの強化を明確に位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
20	単独の災害を想定するだけでなく、感染症、大雪、大雨、台風、地震、停電、猛暑・寒波、火災、物流停止等が同時または連続して発生する「複合災害」への対応を、より明確に位置付けるべき。	国土強靱化においては、地震後の洪水等の複合災害を見据えて対策を検討しています。
21	避難所内の感染症対策だけでなく、復旧作業中の衛生管理、防護具、消毒用品、清掃用具、害虫対策、ボランティアへの安全教育も、国土強靱化の対象として明確に扱うべき。	第2章2 6.6-2) において、災害ボランティア等の多様な主体との連携などを掲げており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
22	国として、自治体の地域防災計画・国土強靱化地域計画・避難所運営マニュアル・福祉避難所計画・業務継続計画において、複合災害を前提とした点検項目を設けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
23	単独災害への備えに加え、複数の危機が重なったときにも避難、医療、福祉、物流、情報伝達、復旧作業が破綻しないよう、複合災害を前提とした計画・訓練・備蓄・指標の整備を進めるべき。	国土強靱化においては、地震後の洪水等の複合災害を見据えて対策を検討しています。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
24	大規模災害時に被害が大きく報道される地域だけでなく、その周辺で断水、停電、物流停止、ガソリン不足、避難所閉鎖、住宅損傷、研究資料・文化資料の喪失、精神的ストレス等を受ける「見えにくい被災地」への支援をより明確に位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
25	激甚被災地だけでなく、周辺被災地、後方支援地域、広域避難者を受け入れる地域、物流・交通が止まった地域も含めて、被災状況と支援ニーズを把握できる仕組みを整備するべき。	第2章2 1.1-3)において、災害情報を迅速に把握・集約するため、統合災害情報システムの更なる活用を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
26	国として、自治体の防災計画や国土強靱化地域計画において、多重的な情報伝達体制を確認するよう求めていくべき。	第2章2 1.1-3)において、住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化などと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
27	断水時の飲料水・生活用水確保のため、災害用井戸、学校・公共施設の貯水設備、給水車、地域の井戸所有者との協定、浄水器・ポリタンク等の備蓄について、人口や地域条件に応じた充足率を指標化するべき。	第2章2 2.2-3)において、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄など、避難所の環境改善のための取組を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
28	道路の耐震化や緊急輸送道路だけでなく、ガソリンスタンドの非常用電源、燃料供給優先順位、福祉・医療・買い物弱者支援、近隣住民の共同買い出しや移動支援の仕組みも検討するべき。	第2章2 2.2-4)において、SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
29	避難所や在宅避難者支援においては、カロリーや保存性だけでなく、温かい食事、地域の味、子どもや高齢者が食べやすい食事、アレルギー対応食、心を落ち着ける生活文化的支援も重要視すべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
30	被災者が一時的に心を休められる情報、音楽、地域外の日常、子ども向け番組、やさしい語り口の放送も、災害時のメンタルヘルス支援として位置付けるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
31	発災直後の救命だけでなく、被災者の長期的な心のケア、トラウマ反応、災害記念日への配慮、学校・職場・地域での相談体制、被災経験を語り継ぐ場を整備すべき。	第2章2 1.1-3)において、一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。さらに、流域治水の推進など、災害の自分事化に関するDX化等、教育環境の変化に対応した、防災教育の素材の作成・充実、ターゲットやタイミング、訴求ポイントを意識した広報等の取組を推進し、教育現場の教育支援を行う。くわえて、過去に発生した自然災害の様相を後世に伝える自然災害伝承碑の活用を促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
32	研究機関、図書館、博物館、大学、個人コレクション、地域資料の防災・バックアップ・分散保存も国土強靱化の課題として扱うべき。	第2章6 1.6-5)において、貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失を避けるための施策について記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
33	災害時の情報伝達、風評被害対策、復興期の地域経済再生を支える基盤として、地域メディア、ローカル放送、コミュニティFM、ケーブルテレビ、地域新聞、自治体広報、観光DMO、大学、民間コンテンツ事業者、配信プラットフォーム等を連携させた「地域情報発信基盤」の整備を明確に位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
34	平時から地域に根差して取材・編集・蓄積・発信を行うメディア機能を、国土強靱化の一部として強化するべき。	第1章1(4)1)において、5か年加速化対策の効果発現事例や民間の取組事例集等のSNSによる情報発信や、動画によるウェブ等メディアを活用した広報、国土強靱化イベントの実施や民間の普及・啓発イベントとの連携等を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。 また、第2章2 5.5-1)において、平時から地域に根差して取材・発信等を行うメディアとして、災害時における地域の被災情報、避難情報等を届けるテレビ・ラジオ放送が途絶することがないように、ケーブルテレビネットワークや放送中継局等の強靱化を進めるなどと記載しており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
35	国として、地域ごとに、放送、配信、紙媒体、掲示、公共施設、交通拠点、商業施設、避難所、観光案内所等を組み合わせた多層的な情報発信体制を整備するよう支援するべき。	第2章2 1.1-3)において、住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化などと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
36	災害情報の真正性確認、公式情報の認証、報道・自治体・プラットフォーム間の連携、偽情報発生時の訂正・周知体制を検討すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
37	災害アーカイブや地域映像アーカイブ等を、平時からメタデータ付きで蓄積し、災害時・復興時に活用できる仕組みを整備し、地域の映像、写真、などを記録し、後世の防災教育、災害伝承、復興観光、地域ブランディングに活用できるようにすべき。	第2章2 1.1-3)において、一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。さらに、流域治水の推進など、災害の自分事化に関するDX化等、教育環境の変化に対応した、防災教育の素材の作成・充実、ターゲットやタイミング、訴求ポイントを意識した広報等の取組を推進し、教育現場の教育支援を行う。くわえて、過去に発生した自然災害の様相を後世に伝える自然災害伝承碑の活用を促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
38	復興政策にも活用できるよう、フィルムコミッション、観光協会、商工会、文化施設、地域メディア、コンテンツ企業の連携を国として後押しすべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
39	死者数や全壊戸数が多い地域だけでなく、停電、断水、物流停止、燃料不足、避難所閉鎖、住宅内被害、研究資料・文化資料の喪失、心身への影響を受ける「見えにくい被災地」も支援対象として把握する仕組みを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
40	国として、自治体に対し、指定避難所が使用不能になった場合の代替避難所、夜間・休日の安全確認体制、避難所閉鎖時の周知方法、給水場所・物資配布場所の情報伝達方法を、具体的に計画へ記載するよう求めていくべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
41	地域メディア、コミュニティFM、ケーブルテレビ、自治体広報、地域新聞、ネット配信、大学、民間事業者等を連携させ、災害時に地域情報を発信できる基盤を整備するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
42	断水対策として、災害用井戸、給水車、公共施設の貯水設備、地域の井戸所有者との協定、ポリタンクや浄水器の備蓄について、人口や地域条件に応じた充足率を指標化すべき。	第2章2 2.2-3)において、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄など、避難所の環境改善のための取組を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
43	ガソリンスタンドの非常用電源、燃料供給の優先順位、医療・福祉・買い物弱者への移動支援、近隣住民による共同買い出し支援なども、国土強靱化の中で扱うべき。	第2章2 2.2-4)において、SSの燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
44	車中泊、ホテル避難、親戚宅避難、在宅避難などを選ぶ人々にも、情報、食料、水、トイレ、医療、福祉、充電、入浴、相談支援が届く仕組みを整備するべき。	第2章2 2.2-3)において、車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
45	被災者が一時的に心を休められる音楽、娯楽、子ども向け番組、日常的な話題がメンタルヘルス支援として重要。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
46	発災直後の救命だけでなく、長期的な心のケア、トラウマ反応、災害記念日への配慮、学校・職場・地域での相談体制、被災経験を記録し語り継ぐ場の整備も扱うべき。	第2章2 1.1-3)において、一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。さらに、流域治水の推進など、災害の自分事化に関するDX化等、教育環境の変化に対応した、防災教育の素材の作成・充実、ターゲットやタイミング、訴求ポイントを意識した広報等の取組を推進し、教育現場の教育支援を行う。くわえて、過去に発生した自然災害の様相を後世に伝える自然災害伝承碑の活用を促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
47	研究集積地の研究機関、大学、図書館、博物館、地域資料館、個人コレクション等の防災、バックアップ、分散保存も国土強靱化の課題として位置付けるべき。	第2章6 1.6-5)において、貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失を避けるための施策について記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
48	全国自治体が実施している国土強靱化地域計画や防災計画等のパブリックコメント結果を、国が横断的に収集・分析し、政策へ反映する仕組みを整備すべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
49	国として、過去に国土強靱化計画のリスクシナリオから外された項目も含め、現在の社会状況に照らして再点検するべき。	今後国土強靱化基本計画を変更する際には、大規模自然災害に対する脆弱性評価を行い、起きてはならない最悪の事態について改めて確認することとなります。
50	国として、自治体の国土強靱化地域計画において、地図・GIS・ハザード情報・交通網・人口分布・要配慮者施設・医療機関・物流拠点・燃料供給拠点を重ねて確認できる標準的な様式を示すべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
51	国として、防災拠点を支援部隊の活動拠点、物資集配拠点、車中泊・在宅避難者支援拠点、炊き出し・温浴・トイレ・充電・情報提供の拠点として評価する基準を示すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
52	国の計画でも、豪雪地帯だけでなく、非豪雪地帯における少雪・凍結・交通混乱リスクを扱うべき。	主要施策として道路の雪寒対策等を位置付けており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
53	国として、自治会や自主防災組織に過度な負担をかけるのではなく、少人数でも使える地区防災計画テンプレート、防災訓練メニュー、備蓄点検表、要配慮者支援の確認表、消防・福祉・学校・民間事業者との連携手順を整備すべき。	第2章2 2.2-3)において、地区防災計画の策定・充実を図るため、引き続き、全国を取組状況や地区防災計画制度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
54	大規模地震、風水害、感染症、物流停止等に加え、大規模火災、林野火災、山火事、市街地延焼、文化財火災、集落火災への対応をより明確に位置付けるべき。	第2章2 1.1-2)において、大規模火災等に対応するため、小型・軽量化された車両資機材等の整備の推進や、これらの更新を含む更なる充実を図るなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。また、第2章2 4.4-7)において林野火災に強い地域づくりを推進するため、林野火災の危険度が高い地域において、延焼しにくい多様な林相への誘導や消火活動にも資する林道の整備を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
55	海外でいう「ワイルドランド・アーバン・インターフェース」に近い地域を、日本でも国土強靱化の点検対象にすべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
56	消防庁は林野火災について呼び掛けている個人の注意喚起に加えて、自治体、消防、林業関係者、農業者、観光事業者、キャンプ場、学校、地域住民が連携する仕組みを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
57	文化財・歴史的建造物・木造密集地の火災対策として、防火設備、消防水利、早期通報、夜間警戒、周辺山林管理、避難導線、観光客への多言語案内を、国土強靱化の中で扱うべき。	第2章2 6.6-5)において国民の財産である文化財について、構造の安全性を保持するための適切な周期での必要な修理・耐震診断・耐震補強工事、防火性向上のための消火栓・放水銃等の防火施設の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を行うことにより、当該文化財への被害を軽減するとともに、見学者等の安全を確保するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
58	大規模地震、風水害、インフラ老朽化だけでなく、大規模火災、林野火災、山火事、野生動物被害を、地域生活・森林管理・観光・福祉・避難・消防防災を横断する重要なリスクとして位置付けるべき。	第2章2 1.1-2)において、大規模火災等に対応するため、小型・軽量化された車両資機材等の整備の推進や、これらの更新を含む更なる充実を図るなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。また、第2章2 4.4-7)において林野火災に強い地域づくりを推進するため、林野火災の危険度が高い地域において、延焼しにくい多様な林相への誘導や消火活動にも資する林道の整備を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
59	山林と住宅地が接する地域については、日本版の「山林・市街地境界リスク」として、火災リスクマップ、防火帯、緩衝地帯、避難路、消防水利、早期警戒、ドローン・衛星・監視カメラ等を活用した発見体制を整備するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
60	火を消すところまででなく、火災後の避難生活、健康被害、灰・煙・PM2.5、災害廃棄物、土砂災害、復興観光、地域産業の再建まで含めて計画化するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
61	クマ等の野生動物被害も、地域の安全と生活継続に関わる国土強靱化上の課題として扱うべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
62	クマ被害対策では人とクマの生活圏を分けるための環境整備が重要あり、自治体、農林業者、学校、福祉施設、観光事業者、住民が連携し、誘因物除去、緩衝帯整備、電気柵、出没情報共有、登下校・送迎体制、夜間外出リスクの周知を進めるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
63	クマ被害対策について、人口減少地域では地域安全を支える人材が減少するため、国として、専門人材、広域応援、自治体職員の研修、ドローン・センサー・カメラ等の技術導入、消防・警察・自衛隊・猟友会・林業関係者の連携体制を支援すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
64	国土強靱化年次計画2026において、災害時に傷病者を受け入れる側である大規模病院、二次救急医療機関、三次救急医療機関、救命救急センター、災害拠点病院そのものが被災する場合を、より明確に想定すべき。	第2章2 2.2-2)において、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病院等の自家発電設備の強化を実施するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
65	病院を「災害時に機能する前提」で扱うだけでなく、「病院も被災し、支援を必要とする主体になる」という前提で計画を策定するべき。	第2章2 2.2-2)において、大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の更なる養成を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
66	病院が被災した場合には、病院内だけでなく、地域全体で代替医療拠点を設ける必要があるため、学校、公共施設、体育館、ホテル、福祉施設、診療所、薬局などを活用した臨時救護所、トリアージ拠点、薬剤配布拠点、慢性疾患患者への相談拠点を事前に検討すべき。	第2章2 2.2-2)において、国立大学附属病院施設についても、各附属病院の長期整備計画に基づき、耐震対策や災害等非常時における地域の医療拠点として必要となる施設機能確保等、防災・減災機能強化を含めた施設整備を行うなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
67	国土強靱化年次計画2026において、大規模病院や災害拠点病院そのものの罹災に加え、近隣病院を含む地域医療圏全体がキャパシティを超過し、救急・入院・外来・在宅医療・避難所医療が同時に逼迫する事態を、より明確に想定するべき。	第2章2 2.2-2)において、国立大学附属病院施設についても、各附属病院の長期整備計画に基づき、耐震対策や災害等非常時における地域の医療拠点として必要となる施設機能確保等、防災・減災機能強化を含めた施設整備を行うなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
68	国として、災害時に地域医療が「野戦病院化」せざるを得ないような状況を想定し、臨時医療施設、救護所、トリアージ拠点、臨時病床、ホテル・公共施設・体育館・学校・福祉施設等を活用した一時療養拠点の整備方針を示すべき。	第2章2 2.2-2)において、国立大学附属病院施設についても、各附属病院の長期整備計画に基づき、耐震対策や災害等非常時における地域の医療拠点として必要となる施設機能確保等、防災・減災機能強化を含めた施設整備を行うなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
69	国土強靱化年次計画2026において、大規模自然災害だけでなく、化学工場、研究所、大学、病院、物流施設、廃棄物処理施設等における化学物質・生物試料・放射性物質等に関わる事故、火災、爆発、漏出、感染症、テロ等の特殊災害への対応を、より明確に位置付けるべき。	国土強靱化を大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であるとして、年次計画2026を策定しています。
70	国として、化学・生物・放射性物質等を扱う施設について、自然災害時の安全確保、停電・断水時の管理継続、避難情報、周辺住民への説明、自治体・消防・警察・保健所・大学・研究機関・企業との連携を、国土強靱化の中で横断的に点検すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
71	特殊災害への対応は、自治体単独では専門性や人員に限界があるため、国・都道府県・専門機関・研究機関・民間事業者が連携する広域支援体制を構築するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
72	里山・郊外・空き家・廃屋・荒れ地・藪・放置林の増加に伴う生活衛生リスクも、国土強靱化の一部として扱うべき。	第2章2 1.1-1)において、地震、強風、豪雪等の各種災害での部材落下等地域住民の生活環境に影響を及ぼす空き家の放置や老朽化を防ぐため、改正空家法（令和5年12月施行）に基づく管理不全空家等に係る制度の適確な執行や空家等管理活用支援法人制度の活用促進等の支援により、空き家の早期活用や適切な管理を促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
73	避難所内だけでなく、復旧作業中の生活衛生・害虫獣対策を国土強靱化に含めるべき。	第2章2 2.2-2)において、都道府県における災害薬事コーディネーターの養成を行い、災害発生時における被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等、災害時の円滑・適切な医薬品提供・衛生管理の充実を図るなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
74	富士山噴火、南海トラフ巨大地震、巨大カルデラ噴火のような事象を低頻度・甚大被害の自然災害として、物流、電力、通信、水道、医療、港湾、農業、食料供給、広域避難、長期復旧、心理的影響まで含めて国土強靱化に位置付けるべき。	第1章1（2）1)において、基本計画第1章4のとおり、①「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、②「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、③「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、④「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」、⑤「地域における防災力の一層の強化」の国土強靱化政策の展開方向に沿って取組を進めるなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
75	首都直下地震、南海トラフ巨大地震、富士山噴火等により、首都中枢機能、太平洋ベルトの広域交通軸、港湾・高速道路・新幹線・電力通信網が同時または長期に機能停止する事態を想定し、単なる早期復旧ではなく、代替首都機能、代替港湾、代替鉄道・道路ルート、広域物流、分散型データ・行政機能、長期迂回・再建不能区間を前提とした国土強靱化を進めるべき。	第2章2 3.3-2)において、首都直下地震を始めとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁等の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修、プッシュ型支援に供するものを含む物資の備蓄、代替庁舎の機能整備、地方公共団体が備える防災拠点機能との連携等を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
76	国土強靱化年次計画2026において、首都直下地震、南海トラフ巨大地震、大規模火災、大規模停電、通信障害、サイバー攻撃、テロ、武力攻撃等により、首都中枢機能、行政機能、治安機能、金融市場機能が同時に大きく低下する事態を、より明確に想定するべき。	第2章2 3.3-2)において、首都直下地震を始めとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁等の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修、プッシュ型支援に供するものを含む物資の備蓄、代替庁舎の機能整備、地方公共団体が備える防災拠点機能との連携等を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
77	自然災害だけでなく、複合災害、サイバー攻撃、情報操作、テロ、武力攻撃、大規模停電、通信障害、金融システム障害が重なる場合にも、国家機能が最低限継続できるよう、代替性・冗長性をさらに強化するべき。	国土強靱化を大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であるとして、年次計画2026を策定しています。
78	国土強靱化年次計画2026において、道路、橋梁、港湾、トンネル、高速道路、鉄道、空港等の交通インフラについて、単なる一部損傷や一時通行止めではなく、長期間にわたり機能停止する「破壊レベル」の大規模地震を想定した対策を強化すべき。	第2章2 3.3-2)において、首都直下地震を始めとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁等の非常時優先業務の継続に支障を来すことのないように、自家発電設備や受変電設備の改修、プッシュ型支援に供するものを含む物資の備蓄、代替庁舎の機能整備、地方公共団体が備える防災拠点機能との連携等を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
79	主要港湾だけでなく、地方港、漁港、フェリー港、内陸物流拠点との連携も含め、代替港湾・代替航路・一時集積拠点を事前に計画すべき。	第2章2 4.4-1)において、利用する港湾・空港が被災した場合の代替ルートを確認し、経由する民間物流拠点に対して非常用電源設備の導入支援を行うなど民間物流拠点の耐災害性強化を図るなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
80	トンネルや山間部の道路、高速道路、橋梁が損傷すると、地域全体が孤立する可能性がある場所では、道路啓閉、迂回路、海上輸送、ヘリ輸送、ドローン輸送、緊急燃料供給、孤立集落支援を一体で考えるべき。	第2章2 2.2-6)において、人の立入りが困難な被災現場においても迅速な災害復旧を行うことが可能となるよう、建設機械の自動化・遠隔化技術の開発・改良を促進するとともに、孤立地域への輸送手段として活用可能なドローン等を、安全かつ効率的に飛行させるための技術開発等に取り組むなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
81	高速道路について復旧の優先順位をどう決めるか、一般車両の流入をどう制御するか、救援車両専用化をどう行うかを事前に決めるべき。	道路が被災し通行止め等が発生した場合は、発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保することとしています。また、第2章2 5.5-5)において災害時の迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるため、高度な技術を要する場合等に国が災害復旧に関する工事を代行できる制度を活用し、災害復旧の迅速化を図るなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
82	長大トンネルや海底トンネル、山岳トンネルでは、道路管理者、消防、警察、医療、自治体、自衛隊が連携した訓練をすべき。	第2章2 2.2-1において、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進めるなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
83	公共施設やインフラの耐震化だけでなく、発災後に実際に人が避難し、救助し、生活し、事業を再開し、地域を復興していくための実効的な備えをより明確に位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
84	平時から、住民、自治会、商工会、福祉関係者、学校、医療機関、地元企業、交通事業者、行政が参加する事前復興まちづくり協議会を設け、将来のまちづくり構想、避難、仮設利用、事業再開、復興拠点について話し合う仕組みを国として支援すべき。	第2章2 6.6-1)において、復興まちづくりのための事前準備に未着手の地方公共団体に対して取組着手を促進するとともに、優良な事例やガイドラインの周知等により、既に復興事前準備に取り組んでいる地方公共団体についても、事前復興まちづくり計画の策定等、各種取組内容が充実するよう支援する。また、こうした地方公共団体の取組については、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めていくための取組となるよう留意するなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
85	国土強靱化では、道路や港湾などの輸送基盤整備に加え、発災後の迅速な輸送経路啓開、仮設物流拠点、燃料供給、地域企業の事業継続支援を一体的に扱うべき。	国土強靱化基本計画や国土強靱化実施中期計画において、一体的に取り扱っています。
86	国として、夜間休日・連休中の避難所開設訓練、代替避難所の設定、鍵管理、地域住民との役割分担、避難所閉鎖時の周知方法を自治体計画の点検項目に加えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
87	ジャッキ、パール、ウインチ、担架、毛布、ヘルメット、手袋、のこぎり、ロープ、ライト、発電機などの救助用具を、地域の防災倉庫や広域備蓄拠点にどの程度備えるのかを明確にすべき。	第2章2 2.2-3)において、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄など、避難所の環境改善のための取組を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
88	仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、し尿処理、手洗い、照明、防犯、清掃、臭気対策、バリアフリートイレ、オストメイト対応を含むトイレ計画を国土強靱化の指標として扱うべき。	第2章2 2.2-3)において、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄など、避難所の環境改善のための取組を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
89	避難所に入れない、または入りにくい人を想定し、車中泊、ホテル避難、在宅避難、親戚宅避難、指定外避難所にも情報・食料・水・医療・福祉・トイレ・入浴支援が届く仕組みを整えるべき。	第2章2 2.2-3)において、車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
90	国として、学校、図書館、博物館、大学、研究所、庁舎、病院、福祉施設、体育館、文化ホール等について、構造耐震だけでなく、ガラス飛散防止フィルム、高所ガラス落下防止、書棚・ロッカー・展示ケースの固定、天井材・照明・空調機器の落下防止、避難経路の障害物対策を進めるべき。	第2章2 2.2-3)において、学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例集・手引の周知や、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、普及・啓発を図り、対策を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
91	防災訓練は、形式的な避難訓練だけでなく、トイレ、給水、家具固定、ガラス対策、夜間避難、避難所外避難、初期救助、炊き出し、情報収集を含む生活実践型にしていくべき。	第2章2 3.3-3)において、防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体OB・OGの活用についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
92	自然災害だけでなく、不法採石、過剰な盛土、土砂投棄、山林伐採、管理不十分な開発、太陽光発電施設等の造成・排水不備など、人為的な土地改変が豪雨・地震・台風等と重なって斜面崩壊や土砂災害を拡大させるリスクを、より明確に位置付けるべき。	国土強靱化を大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であるとして、年次計画2026を策定しています。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
93	山林や丘陵地、谷戸、採石場跡地、残土置場、太陽光発電施設、廃棄物処理施設、林道・作業道、造成地、盛土造成地、急傾斜地、土砂災害警戒区域周辺については、自然地形だけでなく、過去の土地改変履歴、盛土・切土、排水設備、維持管理状況、所有者・管理者情報を重ねて確認する仕組みが必要。自治体ごとのハザードマップに、土地改変履歴や管理不全リスクを組み込むことを検討するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
94	再生可能エネルギー導入を進める際には、国土保全、防災、景観、森林管理、災害時安全管理を一体的に扱うべき。	第2章2 5.5-2)において、地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設等において、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
95	竜巻や突風についても、国土強靱化の中でより明確に扱うべき。学校、福祉施設、工場、物流施設、農業ハウス等において、竜巻・突風時の退避場所、窓ガラス飛散対策、屋外作業中止基準、情報伝達訓練を整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
96	地震や津波だけでなく、爆弾低気圧、線状降水帯、集中豪雨、大型台風、高潮、高波、暴風、大雪、急激な気温変化など、気候変動時代の激甚化・複合化する気象災害への対応を、より明確に位置付けるべき。	第2章2 1.1-4)において、令和2年6月に公表した「気候変動×防災」戦略の主流化のため、気候変動×防災の取組に関するマニュアル（令和5年度公表）を地方公共団体に広く周知するなど、地方公共団体における地域気候変動適応計画及び防災関連計画への「気候変動×防災」の取組の反映や、気候変動対策及び防災・減災対策の包括的な実施を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
97	線状降水帯について、半日程度前からの呼びかけや、キキクル、河川水位情報、自治体の避難情報を組み合わせ、住民、学校、福祉施設、医療機関、企業、観光施設、交通事業者が早めに行動できる仕組みを整えるべき。線状降水帯の情報は、発表された時点で危険度が高まっていることを示す補足情報であり、それを待たずに危険な場所から離れる判断が必要である点も、住民に分かりやすく伝えるべき。	第2章2 1.1-5)において、防災気象情報の利活用の促進、気象防災アドバイザーの拡充・利活用促進、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じた地方公共団体等の防災対応支援、多言語での情報発信を行うとともに、線状降水帯や台風等の予測精度の向上等、各種防災気象情報の高度化に向け、次期・次々期静止気象衛星や二重偏波気象レーダー等の観測機器等の整備、メカニズム解明の研究、スーパーコンピュータやAI技術等を活用した予測技術の開発等を図るなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
98	沿岸部、港湾、河口部、ゼロメートル地帯、地下街、臨海工業地帯、空港、物流拠点、病院、福祉施設について、高潮・高波・河川洪水・内水氾濫を重ねた避難計画を策定するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
99	国土強靱化では、台風だけでなく、発達した低気圧による広域風水害も標準シナリオに加えるべき。	第2章2 1.1-4)において、気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生している。このため、ダムの事前放流等の既存ストックを最大限活用する取組を踏まえた上で、河川の整備に係る計画等を適切に見直しつつ、堤防、ダム、下水道、雨水貯留浸透施設等の整備を加速するとともに、水災害リスクに応じたまちづくり・住まいづくり等を推進するため、「流域治水推進行動計画」に基づき、関係府省庁や地方公共団体などあらゆる関係者との緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
100	国土強靱化年次計画2026において、地震、津波、豪雨、台風だけでなく、温暖化に伴う異常高温、熱波、酷暑日、熱中症、電力需給逼迫、屋外労働・教育活動・避難生活への影響を、災害級のリスクとして明確に位置付けるべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
101	国土強靱化でも、暑さを単なる注意喚起や個人の健康管理にとどめず、社会インフラと生活継続に関わる災害要因として扱うべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
102	国として、熱中症特別警戒アラートや酷暑日の情報を、避難、教育、福祉、労働、医療、交通、イベント、観光、農業の行動基準に接続する仕組みを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
103	クーリングシェルターは、単なる一時的な涼み場所ではなく、災害時の暑熱避難施設として国土強靱化に位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
104	指定暑熱避難施設には、非常用電源、蓄電池、太陽光発電、給水、トイレ、通信、休憩スペース、バリアフリー動線、医療・福祉機関との連携を備えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
105	避難所の空調、断熱、遮熱、非常用電源、給水、シャワー、入浴、冷却用品、氷、経口補水液、簡易ベッド、プライバシー確保を、暑熱災害対策として整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
106	酷暑時には、労働時間の変更、休憩場所、冷却装備、水分・塩分補給、作業中止基準、発注者側の工期配慮、配送計画の見直しをすべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
107	災害発生時におけるプロジェクトの延期判断に関する明確な基準を計画に盛り込むべきです。また、大規模な公的プロジェクトの契約を締結する際には、不可抗力や激甚災害を想定した開催日時の変更や中止に関する条項をあらかじめ含めることを義務付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
108	災害発生時のイベント延期や中止に伴う経済的損失については、単に公費による補填に頼るのではなく、保険制度等を事前に活用してリスクを分散し、補填する仕組みを構築すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
109	大規模災害時には法的な根拠に基づいて復興事業へ建設リソースを優先配分できる仕組みを検討すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
110	日本のインフラを長期的に支えるためには、地域に根差し、高い専門性と責任感を持つ国内の若手人材を育成することこそが本質的な解決策であることを計画に明記すべき。	第1章1（2）2）において、人口減少・少子高齢化を背景に担い手の減少や高齢化が進展し、人材の需要と供給にギャップが生まれつつある分野もあることから、将来の担い手確保・育成やデジタル等新技術の活用による生産性向上、広域連携による相互補完のための体制整備等の事業実施環境の整備については対応が急務であり、関連する施策を強力に推進していくなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
111	インフラの担い手を確保するためには、高校授業料の無償化という一律の枠組みを超えた、工業科ならではの経済的・技術的な付加価値を国として創出するべき。	第2章2 6.6-2）において、事前防災や復旧復興を担う建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれる。担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継承するため、中長期的な担い手の確保・育成、ICT機器の導入支援等の最新のデジタル技術の活用による生産性の向上に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進め、持続的な建設業の実現を図ることで、産業としての更なる成長を促すなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
112	工業高校等の専門課程において、最新のDX技術（ドローン、AI点検、自動化施工）を用いたインフラメンテナンスの実習を導入できるよう、機材貸与や外部講師派遣などの公的支援を大幅に強化すべき。	第2章2 6.6-2）において、事前防災や復旧復興を担う建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれる。担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継承するため、中長期的な担い手の確保・育成、ICT機器の導入支援等の最新のデジタル技術の活用による生産性の向上に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進め、持続的な建設業の実現を図ることで、産業としての更なる成長を促すなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
113	地方自治体（下水道局等）と地元の工業高校、そして施工業者が三位一体となった「長期インターンシップ制度」を制度化すべき。	第2章2 6.6-2）において、事前防災や復旧復興を担う建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれる。担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継承するため、中長期的な担い手の確保・育成、ICT機器の導入支援等の最新のデジタル技術の活用による生産性の向上に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進め、持続的な建設業の実現を図ることで、産業としての更なる成長を促すなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
114	インフラ維持管理に特化した給付型奨学金制度や資格取得支援を拡充し、高校卒業後に地元の維持管理業務に従事することを条件とした経済的支援を明記すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
115	国土強靱化年次計画2026においては、2023年、2024年、2025年の意見募集で「今後の参考」とされた論点を、個別要望や単年度の意見として扱うだけでなく、自治体計画の標準点検項目、KPI、横断比較項目、広域支援体制として再整理するべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
116	酷暑時にも稼働する避難所・福祉避難所・クーリングシェルの冷房、非常用電源、給水、トイレ、通信、バリアフリー動線の確保状況を、自治体計画の点検項目に加えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
117	グリーンインフラについても、単に「推進する」と書くだけでなく、雨水貯留・浸透、田んぼダム、緑地、公園、農地、透水性舗装等が、治水、暑熱緩和、避難環境、生活環境、生物多様性にどのように寄与しているかを見える化し、自治体間で比較できる指標を整備するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
118	太陽光発電施設、蓄電池、風力発電施設等については、斜面設置、森林伐採、排水不備、強風時の飛散、浸水時の感電、火災、廃止後放置、パネル・蓄電池の災害廃棄物化などの二次災害リスクを、国土強靱化地域計画、ハザードマップ、土地利用計画の点検項目に加えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
119	2024年の意見募集結果では、能登半島地震を踏まえ、コンテナハウス、テント施設、浄化水設備など、直ちに実施できる準備や、避難所運営・物資調達の改善、消火水利、河川・海からのポンプくみ上げ、長距離送水等の必要性が「今後の参考」とされていた。2026年計画では、これらを発災後72時間以内に投入できる「初動生活支援パッケージ」として整理すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
120	国は、備蓄量だけでなく、発災後何時間でどこまで搬入できるか、孤立地域にどのような手段で届けるか、ヘリ、船舶、ドローン、高規格道路、道の駅、空港、港湾、物流施設、民間事業者をどう連携させるかを、自治体計画の確認項目として示すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
121	断水時や大規模火災時に備え、河川、池、防火水槽、学校プール、雨水貯留施設、農業用水、工業用水等を含む代替消火水利の確保、可搬ポンプ、長距離送水、消防団・自主防災組織との訓練を、自治体計画の標準点検項目に加えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
122	2025の意見募集結果で「今後の参考」とされていたものを踏まえ、2026年計画では、浄水場、下水処理場、ポンプ場、配水池、管路等の急所施設から、病院、福祉施設、避難所、学校、災害対策本部等までを、連続したライフラインとして点検し、耐震化、老朽化対策、代替給水、仮設トイレ、生活用水確保をKPI化するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
123	学校プール、井戸、雨水貯留槽、防火水槽、工業用水道、仮設浄水設備などを、生活用水の確保手段として自治体計画に位置付けるべき。	第2章2 4.4-6)において、工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
124	避難所についても、単に開設数や収容人数をKPIにするのではなく、発災後何時間でトイレ、暖房・冷房、照明、通信、間仕切り、簡易ベッド、温かい食事、充電、医療・福祉相談、女性、子ども、障害者、高齢者、妊産婦、アレルギー疾患のある人、外国人、性的マイノリティ等への配慮が機能するかを確認する「避難所立ち上げ時間」と「避難生活品質」の指標を設けるべき。	第2章2 2.2-3)において、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄など、避難所の環境改善のための取組を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
125	小規模自治体や職員不足の自治体では、応援職員や物資を調整する「受援機能」そのものを外部から支援する広域受援支援チーム、標準様式、訓練、KPIを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
126	災害時に、SNS上の誤情報、偽の救助要請、デマ、詐欺、差別扇動、過度な自警団化などが発生した場合、表現規制を前面に出すのではなく、自治体、報道機関、通信事業者、プラットフォーム、地域団体が連携し、公式情報の即時発信、訂正情報の拡散、多言語・やさしい日本語・アクセシブルな情報提供、被災者相談窓口、災害詐欺への注意喚起を行う体制を、国土強靱化のリスクコミュニケーションに位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
127	国土強靱化年次計画そのもののPDCAを高めるため、過去の意見募集で「今後の参考」とされた論点を一覧化し、翌年度以降にどのように検討・反映されたかを見える化するべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
128	国土強靱化年次計画の意見募集においては、概要版、変更点一覧、KPI一覧、論点別チェックリスト、平易な用語集、機械判読可能なデータを整備し、十分な意見募集期間を確保するべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
129	市民参加を単なる手続ではなく、地域の脆弱性を発見し、国・自治体・民間の強靱化施策を改善するPDCAの一部として位置付けるべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
130	原発事故の危険性と、災害時の住民避難の可能性（または不可能性）をきちんと示すべき。	国土強靱化を大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であるとして、年次計画2026を策定しています。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
131	政府が米軍基地・自衛隊基地が戦闘状態になった際の対応についてどのように考えているのか(または考えていないのか)を、明らかにすべき。	国土強靱化を大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であるとして、年次計画2026を策定しています。
132	災害時の物理的被害やインフラ復旧だけでなく、情報環境の混乱、不安、デマ、自粛・萎縮、日常性の喪失、文化的・心理的支援の重要性についても、リスクコミュニケーション及び災害アーカイブの観点から位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
133	国として、災害時の情報混乱、デマ、差別扇動、過度な自粛・萎縮への対応を、表現規制ではなく、公式情報の迅速な発信、訂正情報の周知、多言語・やさしい日本語・アクセシブルな情報提供、地域メディア・自治体・通信事業者・プラットフォームの連携として整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
134	災害アーカイブにおいては、被害状況や復旧工事だけでなく、在宅避難、避難所外避難、買い出し、食事、ラジオ、地域情報、文化活動、子どもや障害者・高齢者の不安、日常性の回復過程などの生活記録も収集・保存・公開できる仕組みを検討すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
135	69頁の【1-4】の図「災害発生リスク」について、白黒(グレー)印刷への対応や色による誤解を防ぐため、色相を固定化しリスクが高いほど濃度が高いように表示すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
136	避難所、福祉避難所、指定暑熱避難施設、クーリングシェルターについて、災害時にも稼働可能な冷房・換気・断熱・非常用電源・給水・トイレ・通信・バリアフリー動線を備えた「暑熱避難機能」の整備状況を、自治体計画の点検項目・KPIに加えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
137	グリーンインフラの「効果の見える化」について、雨水貯留、浸透、緑地、農地、遊水機能、透水性舗装、学校・公園・公共施設の貯留機能などについて、治水効果、避難環境改善、暑熱緩和、生物多様性、地域の生活環境改善を定量・定性的に評価する指標を整備し、自治体が流域治水計画や国土強靱化地域計画に反映できる標準様式を示すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
138	再生可能エネルギー施設を国土強靱化に資する分散型電源として活用する一方、山林伐採、斜面設置、排水不備、法面崩壊、強風時のパネル飛散、停電時の感電、廃止後放置、蓄電池・パネル廃棄を含む災害リスクを、自治体計画の点検項目に加えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
139	ハザードマップや地域計画に、自然地形だけでなく、過去の盛土・切土・採石場跡地・残土置場・林道・作業道・太陽光発電施設等の土地改変履歴を重ね、豪雨・地震時の斜面崩壊、土砂流出、道路寸断、避難路喪失のリスクを点検できるようにすべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
140	燃料、物流、訪問介護、薬局、食品配送、郵便、新聞販売、地域交通、福祉施設、医療機関など、災害時の生活継続に不可欠な地域生活インフラ事業者における燃料不足・人手不足・停電・通信障害・物価高を含む複合リスク対応型BCPの策定率をKPI化するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
141	廃棄物処理施設は、災害廃棄物処理だけでなく、非常時の電力・熱供給、支援物資集積、入浴・洗濯・衛生支援、復旧作業拠点として活用可能な場合があるため、地域の防災拠点・エネルギー拠点としての機能評価を進めるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
142	衛星測位、携帯通信、金融決済、物流管理、防災情報システム、ドローン、農業機械、交通管理などがGNSS・通信基盤に依存しているため、宇宙天気や広域通信障害を含む通信・測位障害時の代替手段を、自治体・企業BCPの点検項目に加えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
143	孤立集落・半島・山間地・道路寸断地域を想定し、発災後72時間以内に投入できる仮設トイレ、浄水設備、衛星通信、簡易電源、暖房・冷房、簡易ベッド、温食提供設備、医薬品、仮設入浴・洗濯設備、コンテナ・テント等を組み合わせた「初動生活支援パッケージ」を、国・都道府県・自治体の広域備蓄とKPIに位置付けるべき。	第2章2.2.2-3)において、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄など、避難所の環境改善のための取組を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
144	上下水道については、浄水場・下水処理場・ポンプ場等の基幹施設だけでなく、病院、福祉施設、避難所、学校、災害対策本部等の重要施設までの管路・配水・排水経路を「急所施設から重要給水・排水施設までの連続したライフライン」として点検し、耐震化・老朽化対策・代替給水・仮設トイレ・生活用水確保をKPI化するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
145	災害時には飲料水だけでなく、トイレ、清掃、洗濯、入浴、医療・介護、泥かき後の衛生管理に必要な生活用水が不足するため、学校プール、防火水槽、雨水貯留槽、井戸、工業用水道、仮設浄水設備の活用可能性を自治体計画の点検項目に加えるべき。	第2章2 4.4-6)において、工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
146	避難所については、単に開設数や収容人数をKPIにするのではなく、発災後何時間でトイレ、暖房・冷房、照明、通信、間仕切り、ベッド、温かい食事、充電、医療・福祉相談、女性・子ども・性的マイノリティ・障害者・外国人等への配慮が機能するかを確認する「避難所立ち上げ時間」と「避難生活品質」の指標を設けるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するほか、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所の環境改善のための取組を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取り取組を進めてまいります。
147	災害時の応援は、応援職員や物資を送るだけでは機能せず、被災自治体側に受入れ、割当て、宿泊・食事、情報共有、業務指示、交代管理、ボランティア・民間事業者との調整を行う「受援機能」が必要。小規模自治体や職員不足自治体では、この受援機能そのものを外部から支援する広域受援支援チーム、標準様式、訓練、KPIを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
148	大規模地震や断水時には消火栓が使えない場合があるため、河川、池、防火水槽、学校プール、雨水貯留施設、工業用水、農業用水等を含む代替消火水利の確保、長距離送水、可搬ポンプ、ホース延長、消防団・自主防災組織との訓練を、自治体計画の点検項目に加えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
149	災害時には、SNS上の誤情報、偽の救助要請、デマ、詐欺、差別扇動、過度な自警団化、救助・支援活動を妨げる情報混乱が発生し得る。これに対し、表現規制ではなく、自治体・報道機関・通信事業者・プラットフォーム・地域団体が連携し、公式情報の即時発信、訂正情報の拡散、多言語・やさしい日本語・アクセシブルな情報提供、被災者相談窓口、災害詐欺注意喚起を行う体制を、国土強靱化のリスクコミュニケーションに位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
150	国土強靱化年次計画は資料量が多く専門用語も多いため、意見募集に当たっては、概要版、変更点一覧、論点別チェックリスト、前年度からの変更箇所、KPI一覧、自治体・住民向け平易版、機械判読可能なデータを併せて公表し、十分な意見募集期間を確保すべき。市民参加を単なる手続ではなく、地域の脆弱性を発見するPDCAの一部として位置付けるべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
151	自治体計画の横断比較やKPI整備に加え、地域計画で見落とされやすい「運用上の脆弱性」も標準点検項目に含めるべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
152	KPI、BCP、MCI、自立・分散型エネルギー等の専門用語については、住民や自治会が理解し、計画策定や訓練に参加できるよう、国が平易な用語集・チェックリスト・記載例を整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
153	指定避難所について、平時のハザードマップや防災マップに記載されていることだけでなく、災害直後に実際に開設できるか、開設できない場合にどのように代替情報を住民へ届けるかを、より明確に位置付けるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
154	国として、指定避難所については、次のような段階的な機能整理を自治体計画に導入させるべき。 ①一時集合場所としての機能 ②情報拠点としての機能 ③生活支援拠点としての機能 ④車中泊・テント型の一時的避難機能	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
155	災害時の情報伝達は、自治体ホームページ、SNS、防災アプリ、防災行政無線だけでは不十分。停電・通信障害・機器の充電切れを前提に、校門や公民館前への張り紙、自治会掲示板、紙の地図、広報車、徒歩巡回、地域ラジオ、公共施設、コンビニ、スーパー、薬局、ガソリンスタンド、ホテル、学校等を情報拠点として活用すべき。	第2章2 1.1-3)において、住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化などと記載しており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。また、第2章2 1.1-7)において、テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅れることがないよう、他の情報伝達手段により災害情報を配信できるよう拡充・機能強化するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
156	災害時の「避難できる」という概念を、単なる移動能力だけでなく、判断、情報取得、情報理解、医療・服薬継続、集団生活への適応、支援要請、避難所外避難者への支援まで含むものとして再整理すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
157	国土強靱化では、避難所が使える前提だけでなく、避難所が使えなかった場合の代替行動を標準シナリオに入れるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
158	指定避難所外避難者への支援を国土強靱化の中で明確に位置付けるべき。	第2章2 2.2-3)において、車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
159	災害時の「避難できる」という概念を、単なる移動能力だけでなく、判断、情報取得、情報理解、医療・服薬継続、集団生活への適応、支援要請、避難所外避難者への支援まで含むものとして再整理すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
160	学校・行政庁舎・防災拠点・福祉施設等において、「規律ある集団避難」だけでなく、「規律と命が衝突した場合には命を優先する」ことを明文化すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
161	国として、学校避難所については、児童生徒の避難訓練だけでなく、地域住民を含めた初動対応を標準化すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
162	停電により校内放送や自治体ホームページ、スマートフォンが使えない場合に備え、ハンドマイク、メガホン、張り紙、紙の地図、広報車、地域巡回、自治会掲示板などを組み合わせた情報伝達訓練を行うべき。	第2章2 1.1-3)において、住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化などと記載しており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。また、第2章2 1.1-7)において、テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅れることがないよう、他の情報伝達手段（防災行政無線等）により災害情報を配信できるよう拡充・機能強化するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
163	学校が避難所として開設できない場合には、「この建物は使用不可」「代替避難所はどこ」「給水場所はどこ」「車中泊・在宅避難者はどこで情報を得られるか」を校門や周辺施設で示す仕組みを整備すべき。	第2章2 1.1-7)において、テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅れることがないよう、他の情報伝達手段（防災行政無線等）により災害情報を配信できるよう拡充・機能強化するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
164	学校を避難所とする場合、国土強靱化では、建物名を指定するだけでは不十分。児童生徒の安全確保、施設安全確認、保護者引き渡し、地域住民の避難、避難所が使えない時の代替情報、車中泊・避難所外避難者支援までを一体化したマニュアル整備を進めるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
165	国土強靱化年次計画2026では、学校・福祉施設・公共施設等の避難訓練において、「全員で整然と避難する訓練」だけでなく、「予定された避難経路が使えない場合」「管理者の指示が届かない場合」「点呼よりも即時避難を優先すべき場合」「個別に最寄りの安全場所へ逃げるべき場合」を想定した訓練を標準化すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
166	「トータルコストの縮減」とあるが、これには、砂防設備の集水域（流域）内の土地からの土砂の流出を抑制する考えは含まれるか。もし、含まれるようであれば、ニホンジカ等の野生動物による下層植生の衰退、土砂流出が著しい地区にあっては、ニホンジカ等の捕獲を推進する旨を記載し、真の予防保全型の維持管理を進めることを記載すべき。	第2章2 4.4-7)において、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等は、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしているため、適正な鳥獣保護管理を推進する。特にニホンジカにおいては半減目標の達成が難しい状況にあり、広域的な捕獲を推進するなど、全国的に捕獲強化を継続し、そのための体制を強化するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
167	野生鳥獣の侵入防止柵等の整備のみならず、個体数の適正を図るため、直接、捕獲を進める旨を記載すべき。特に、自然公園等においては、国（環境省）及び都道府県が鳥獣捕獲等事業を直接的に行うことが可能であり、鳥獣捕獲等事業の実施が期待されており、捕獲を進めることを記載すべき。	第2章2 4.4-7)において、ニホンジカ等野生鳥獣による食害等は、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしているため、適正な鳥獣保護管理を推進する。特にニホンジカにおいては半減目標の達成が難しい状況にあり、広域的な捕獲を推進するなど、全国的に捕獲強化を継続し、そのための体制を強化するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
168	「・・・森林の公益的機能発揮にも影響を及ぼしているため、適正な鳥獣保護管理を推進する。」 を 「・・・森林の公益的機能発揮にも影響を及ぼしているため、自然公園等以外においても適正な鳥獣保護管理を推進する。」 への修正が必要と考える。 (理由) 自然公園等においては国（環境省）及び都道府県が鳥獣捕獲等事業を直接的に行うことが可能であり、鳥獣捕獲等事業の実施が期待されている。このように、適正な鳥獣保護管理を推進することが最も求められているのは、国土の骨格を成し広い意味での景観の劣化防止が期待されている自然公園等と考えるため『自然公園等以外において』と文を挿入することが適切。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
169	災害情報を受け取り続けることによる精神的負担、共感疲労、無力感、不安、トラウマ反応への支援も位置付けるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
170	避難所や在宅避難者支援においても、メンタルサポートを標準的な支援項目に含めるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
171	防災、避難所運営、災害時ストレスケア、要配慮者支援に関わる物品・役務について、障害者優先調達推進法を積極的に活用し、障害者就労施設等からの調達を拡大するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
172	防災分野の調達を一般競争入札や大規模事業者中心に限定するのではなく、障害者就労施設等、共同受注窓口、特例子会社等が参加しやすいように、小ロット化、分割発注、継続契約、仕様の標準化、共同受注の活用を進めるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
173	指定避難所への避難だけでなく、車中泊避難、在宅避難、ホテル避難、モバイルワーク、移動型生活支援、研究機関・企業・自治体による防災実証を、災害時の生活継続策として明確に位置付けるべき。	第2章2 2.2-3)において、車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
174	防災・被災者支援コンテンツを公共的価値の高い基盤として位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
175	従来の一律的な防災情報では十分に届かなかった人々に対し、字幕、手話、多言語、やさしい日本語、音声解説、図解等に対応した情報保障を強化すべき	第2章2 5.5-1)において、外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進めるなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
176	ドキュメンタリー、短編動画、教育番組、地域アーカイブ、学校教材等を通じ、被災経験を「記録」から「行動変容を促す学び」へ転換する取り組みを支援すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
177	防災・減災・被災者支援・経験継承を支える公共的コンテンツを、知財・コンテンツ政策の中で継続的に整備・再利用・蓄積できる制度設計を行うべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
178	地域メディアの役割を、防災分野における公共的・産業的基盤として位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
179	報道機関が蓄積してきた記事、写真、図表、証言、年表、検証企画等を、防災教育、地域学習、災害アーカイブ、展示等に二次利用可能な形で整備する取り組みを支援対象に加えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
180	防災教育、災害経験の継承、災害ボランティア、発災後の避難生活支援を、マンガ、アニメ、ゲーム、動画、AR、展示、体験イベント、キャラクター等のコンテンツと結びつけ、国民が実際に行動できる形で普及させる取組を強化すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
181	障害者が災害や緊急時に適切な支援を受けられるよう、平時から緊急時対応計画を策定し、自治体職員、避難所運営者、福祉関係者、医療機関、相談支援事業所、家族・支援者等に共有する仕組みを整備すべき。	第2章2 2.2-1)において、モデル事業で蓄積された様々な知見やノウハウ、そして人的資源を活用して、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。また、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組等を推進する。さらに、個別避難計画作成の必要性など制度の趣旨の周知や各地の取組事例の共有・展開等により、個別避難計画の効果的・効率的な作成の取組促進を図るなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
182	災害時の支援計画には、避難先、移動手段、連絡先、服薬、通院、主治医、相談支援機関、家族・支援者、避難所で必要な配慮、避難所生活が困難な場合の代替先を具体的に盛り込むべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
183	防災コンテンツを作るだけでなく、メディアが継続的に地域の記憶と行動変容を支える仕組みを構築するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
184	放送・配信・アーカイブを通じ、字幕、手話、多言語、やさしい日本語等に対応した防災・被災者支援コンテンツの整備・再利用を推進すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
185	ローカル局が保有する地域映像、証言、生活情報を、メタデータ付きで蓄積・再編集し、防災教育、災害経験の継承、観光・地域産業との連携に活用できるよう、コンテンツ地方創生拠点や映像バンク整備を支援対象に位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
186	報道機関の記録資産を、学校、図書館、博物館、地域展示、デジタルアーカイブ等へ接続し、災害の風化防止と情報リテラシーの向上に資する学びの基盤として活用する視点を計画に盛り込むべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
187	防災・災害継承コンテンツについては、文章、写真、図解、年表、紙面特集、別刷り、防災ハンドブック等、新聞ならではの編集形式を活かした取り組みも評価対象とし、地域に根差した継続的な記録と発信を支える制度設計をするべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
188	大規模災害時の住民向け情報だけでなく、観光客、出張者、外国人旅行者、イベント参加者、交通利用者に向けた、地域別・多言語・時刻付きの災害情報発信を強化するべき。	第2章2 5.5-1)において、外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進めるなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
189	国土強靱化では、災害時の観光情報を「危険を隠して観光を続ける」ものではなく、安全な地域と危険な地域を正確に分け、旅行者が適切に判断できる情報インフラとして位置付けるべき	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
190	災害時の観光情報では、「大丈夫です」と一律に言うのではなく、危険な地域、注意が必要な地域、通常通りの地域を分けて示すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
191	「自力で移動できる人」をそのまま「支援不要の避難者」とみなすだけでなく、災害時の情報収集、物資確保、精神的負荷、未確認情報への対応を含め、「避難できる」の意味を再定義するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
192	災害時に、住民が必要とする情報を地域単位で絞り込んで提供する仕組みを整備すべき。	第2章2 1.1-4)において、防災情報の更なる高度化を図るため、水災害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサ設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するとともに、オープンデータ化を含めた河川情報の提供やサイバー空間上のオープンな実証実験基盤（流域デジタルテストベッド）整備により、官民連携による避難行動を促すサービスや洪水予測技術の開発、流域治水の自分事化等を促進するなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
193	駅、バスターミナル、空港、港湾、道の駅、公共施設、図書館、観光案内所、避難所、学校、公民館、大規模商業施設等における公共充電スポット・Wi-Fiスポットを、平時の利便性向上だけでなく、災害時の情報取得・安否確認・避難誘導を支える重要インフラとして位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
194	大規模災害時の観光地・交通機関・宿泊施設・イベントに関する情報発信を、地域別・時刻別・多言語で整備し、過度な風評被害と危険地域への不要な来訪の両方を防ぐ仕組みを強化すべき。	第2章2 6.6-6)において、我が国の国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う。外国人が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進するなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
195	誤情報や古い情報も含まれるため、公式情報と照合する必要があることを理解した上で、現地滞在者、旅行者、観光事業者、宿泊施設、交通事業者、地域メディア、観光協会が発信する情報も、適切に活用すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
196	災害時の情報収集を、単なる広報や住民への周知ではなく、避難行動の一部として位置付け、平時から訓練する仕組みを整備するべき。「情報を見る力」だけでなく、「情報が未更新・未確認だった時にどう動くか」も含めて訓練する必要がある。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
197	災害情報を単に掲載するだけでなく、住民が「ゼロなのか、未確認なのか、探せていないのか」を判断できる情報設計を標準化するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
198	大規模災害時の全国報道、地域ニュース、自治体発表、SNS、避難所情報、給水・物資情報、交通・物流情報、観光・経済影響等を、地域別・時系列で保存・分析する災害情報アーカイブの整備を進めるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
199	障害者や高齢者の災害経験について、語る力・記憶する力・整理する力の低下を前提にしたアクセシブルな聞き取り方法を整備し、語れる人だけが残る災害アーカイブにならないように配慮すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
200	障害者の災害経験を、本人の語りにくさや受け手側の偏見も含めて記録・分析し、防災・福祉・医療・避難所運営の改善につなげる仕組みを整備するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
201	障害者の災害経験について、語れる人だけの記録に偏らないよう、文章、音声、写真、絵、チェックリスト、支援者との共同記録、複数回の聞き取り、匿名記録、後日追記など、多様でアクセシブルな記録方法を整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
202	障害者の災害経験の聞き取り側には、障害理解、トラウマへの配慮、認知機能の低下への理解、受け手側の偏見を避ける研修を実施し、「何が起きたか」だけでなく、「なぜ語れなかったのか」「なぜ支援を求められなかったのか」「なぜ信じてもらえないと感じたのか」も聞き取ることで、次の災害対策に活かすべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
203	国は、自治体計画・自治体パブコメを横断的に収集・比較して標準項目を整理し、国土強靱化年次計画や自治体計画策定ガイドラインに反映すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
204	国土強靱化計画では、施設数・箇所数・実施件数だけをKPIにするのではなく、必要量に対する充足率、想定災害規模、対象人口、徒歩圏・到達時間、非常時に実際に使えるかを含めた実効性指標に改めるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
205	国土強靱化では、自主防災組織や地区防災計画を推進するだけでなく、高齢化・担い手不足・自治会加入率低下により地域だけでは維持できない現実を前提に、国・自治体がテンプレート、研修、資機材、人材派遣、広域支援、デジタル支援を行うべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
206	防災訓練を、避難所へ集まるだけの訓練から、応急手当、簡易担架、救助用具、簡易照明、ろ過、備蓄食、トイレ、停電生活を体験する生活実践型訓練へ転換すべき。	第2章2 1.1-2)において、地域防災力の向上を図るため、女性や若者等幅広い住民の入団促進等による消防団員のより一層の確保とともに、大規模火災等に対応するため、小型・軽量化された車両・資機材等の整備の推進や、これらの更新を含む更なる充実を図るとともに、より実践的かつ効果的な訓練の強化等や、消防団拠点施設の強化、自主防災組織等との連携強化を推進するなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
207	防災倉庫は、単なる物資保管場所ではなく、救出用具、情報通信、充電、トイレ、給水、物資集配、地域住民による初期救助の拠点として設計すべき。また大型拠点と地域分散備蓄の役割分担を明確にすべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
208	流域治水を、河川改修だけでなく、土地利用、住まい方、交通、ライフライン、避難、復旧、グリーンインフラを含む地域社会全体の強化として推進すべき。	第2章2 1.1-4)において、気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生している。このため、ダムの事前放流等の既存ストックを最大限活用する取組を踏まえた上で、河川の整備に係る計画等を適切に見直しつつ、堤防、ダム、下水道、雨水貯留浸透施設等の整備を加速するとともに、水災害リスクに応じたまちづくり・住まいづくり等を推進するため、「流域治水推進行動計画」に基づき、関係府省庁や地方公共団体などあらゆる関係者との緊密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据えた事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。特に、水害リスクの高い河川については、都道府県における流域水害対策計画の策定等を支援することなどを通じて、特定都市河川や貯留機能保全区域等の指定を進める。また、流域治水の取組を進めるに当たっては、グリーンインフラの考えを踏まえ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成にも貢献するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
209	国土強靱化では、頻度だけでなく「地域が慣れていない災害への脆弱性」を評価すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
210	施設・インフラの耐災害性だけでなく、災害時に人が実際に情報、移動、食、医療、福祉、避難先にアクセスできるかという「アクセシビリティ」の観点を強化すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
211	災害対応では、見た目で分かる障害や多数派住民を前提にした支援設計に偏りやすく、避難所運営、自治体職員、ボランティア、防災関係者に対して、こうしたバイアスやマイクロアグレッションを防ぐ研修・チェックリストを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
212	防災情報については、ウェブアクセシビリティ、やさしい日本語、多言語、読み上げ、字幕、文字情報、低通信量対応を標準化するとともに、政府及び政府関係機関、自治体等が保有する避難所、交通、医療、福祉、食料、宿泊、観光施設等のデータを機械判読可能な形に整え、AI利用を前提としたデータ環境の構築を進めるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
213	東日本大震災時、大きな被災地の陰に隠れて、少なくない被害を被った地域がある。そのような地域が被災地扱いを受けず、被災情報を受け取れないなどがあった。 沈黙しているからと言って大丈夫、被害が少ないとは受け取らないでいただきたい。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
214	国土強靱化における要配慮者支援については、福祉避難所、社会福祉施設、医療・介護サービスの継続に加え、障害の社会モデルを踏まえ、避難所、交通、観光施設、宿泊施設、イベント会場、情報システム、行政手続等に存在する物理的・情動的・制度的・意識上のバリアを平時から把握し、災害時に除去・軽減できる体制を整備すべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
215	観光地、宿泊施設、文化施設、商業施設、イベント会場は、平時には観光・交流・文化参加の拠点であると同時に、災害時には一時避難、情報提供、休息、トイレ、充電、移動支援の拠点となり得る。ユニバーサルツーリズムやアクセシビリティ情報を、防災・減災・国土強靱化の基盤情報としても活用すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
216	災害時の避難生活では、生命維持だけでなく、心理的安定、日常性の維持、子どもの遊び、文化・娯楽、安心できる情報へのアクセスも重要。これらを災害関連死や孤立、精神的不調を防ぐための生活継続支援として位置づけるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
217	国土強靱化における要配慮者支援については、障害者、高齢者、外国人、子ども、妊産婦等の属性別支援に加え、情報取得、移動、服薬、食事、トイレ、休息、感覚過敏、精神的不安、通院、家族介護等の「配慮ニーズ」に基づく支援設計を進めるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
218	医療・福祉サービスの継続に加え、障害の社会モデル、人権モデル、ICFの視点を踏まえ、平時から合理的配慮、環境整備、ユニバーサルデザイン、インクルーシブデザインを防災・減災施策に組み込むべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
219	避難所情報、指定外避難者、在宅避難者、ホテル避難者、薬、食事、トイレ、地域メディア、交通、支援物資等の情報について、更新日時、責任主体、利用可能性を明確にし、機械判読可能なデータとして整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
220	障害者の災害経験を記録する際には、匿名での記録、短いメモ、チェックリスト、支援者との共同記録、後日追記、非公開提出、聞き取りの中断や休憩を認めるなど、本人が安心して語れる仕組みを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
221	障害者の災害経験を、本人の沈黙や諦めを含めて把握し、防災・福祉・避難所運営・災害時メンタルヘルス支援の改善に繋げるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
222	指定避難所の耐災害性や環境改善だけでなく、「指定避難所が使えない場合」の代替避難先の確保を明確に位置付けるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
223	指定避難所に入らなかった人、ホテルや車中、親族宅、在宅で避難している人にも、支援物資、給水、トイレ、医療、福祉、相談、安否確認などの情報が届く仕組みを強化すべき。	第2章2 2.2-3)において、車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
224	国土強靱化では、全国的な大災害報道だけでなく、市町村単位、生活圏単位で、被災状況、避難所の開設可否、給水・物資・医療・福祉情報を確実に届ける仕組みを整えるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
225	必要最低限の生活情報を分かりやすく整理して届ける仕組み、詳しい災害映像や被害情報を見なくても支援情報にアクセスできる仕組み、精神的負担の大きい人への相談・見守り・アウトリーチ支援を、国土強靱化の中に位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
226	宗教団体であるか企業であるかを問わず、災害時支援に参加する団体には共通の行動基準を設け、行政の指揮・調整の下で避難所生活の質を高める仕組みを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
227	災害時支援物資については、自治体任せにせず、国が標準的な備蓄・協定・訓練項目を示し、企業寄付、企業版ふるさと納税、補助金、災害協定、地域防災拠点整備を組み合わせることで整備を進めるべき。	第2章2 2.2-3)において、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所で使用するベッド、トイレ等の資機材の備蓄など、避難所の環境改善のための取組を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
228	政策の転換を行うことで、自衛隊は戦闘能力だけでなく、災害対応やインフラ整備においても重要な役割を果たすことが期待される。また、後方支援の重要性が認識されることで、自衛隊の活動範囲が広がり、社会全体の安全と安定に貢献できると考えられる。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
229	1.429ページに及ぶ膨大な行政計画に対し、大型連休を含む15日間という極めて限定的な意見募集期間の設定が、憲法前文の定める主権者の「厳粛な信託」に基づく判断機会を実質的に奪っていないか、上位規範との整合性を明確にされたい。 2.憲法第31条の適正手続きの精神に照らし、実質的な検討時間を物理的に剥奪する期間設定が、国民の参政権の権利を形骸化させていないか、その整合性を整理されたい。 3.行政手続法上の意見公募手続の対象外（任意の意見募集）とする法的根拠および、個別回答を拒絶する判断に至った基準を提示されたい。 4.本計画の策定時期および意見募集期間の決定における、内閣官房の政治的判断のプロセスを明示されたい。 5.短期間での周知・公募が「形式的な儀式」に留まらず、主権者の意思を計画に反映させるための具体的な評価指標およびリスク管理体制を説明されたい。	本計画は行政手続法に基づくパブリックコメントの対象外であるものの、国土強靱化推進室が判断して、事務的なスケジュール上で可能な範囲内で、国民の皆様の声をお聞きするために、自主的に行っています。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
230	1.国土強靱化を目的とした「土地権利の解消」が、憲法第29条（財産権）の「侵すべからざる権利」とどのように整合するか明確にされたい。 2.評価シートに示された「土地所有者との調整によるコスト縮減」が、憲法第29条第3項の定める「正当な補償」の原則と矛盾しないことを論理的に整理されたい。 3.所有者不明土地法等の特措法を用いた権利集約プロセスが、私有財産権を公共の名の下に実質的に無効化する構造になっていないか、その法体系上の根拠を提示されたい。 4.自治体や「山村コミュニティ」等の中間組織への管理権委譲が、個人の所有権を希薄化させる統制構造として機能していないか、その位置づけを明示されたい。 5.地籍調査および登記未了土地解消事業において、個人の財産権を保護するための具体的な権利救済プロセスおよび不服申立の運用体制を説明されたい。	いただいた問題意識は関係府省庁と共有させていただきます。
231	二次避難所として活用する民間宿泊施設については、業態名や社会的イメージによる一律排除ではなく、施設の機能に基づいて評価する基準を国が示すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
232	民間宿泊施設を災害時の生活継続資源として幅広く把握し、災害関連死防止、避難所外避難者支援、要配慮者支援の観点から、柔軟かつ透明な活用基準を整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
233	1.国土の精密な地理データが「官民連携プラットフォーム」を通じて外部接続されることが、憲法第1条が規定する主権者の国土支配権（統制権）を毀損していないか、上位規範との整合性を明確にされたい。 2.日本の国土・インフラの価値が、国際的な金融スコアリングや特定の民間事業者のリスクモデルに接続されることによる「主権の空洞化」への非矛盾性を整理されたい。 3.準天頂衛星や航空レーザー測量データの提供範囲、およびこれらデータが国際金融資本の管理下に置かれないための法体系・制度的防壁の根拠を提示されたい。 4.国際的な強靱化の主導（国際貢献）と、国内のデータ・リソースの開放が、閣議決定や国際合意の中でどのように紐付けられているか、その統制構造を明示されたい。 5.集約された国土データが、主権者の預かり知らぬところで「資産化・金融商品化」されないための行政運用上の監査体制およびリスク管理体制を説明されたい。	いただいた問題意識は関係府省庁と共有させていただきます。
234	「デジタル等新技術の活用」について単なる業務効率化にとどまらず、複数の専門AIが自律連携する「自律型AI（Agentic AI）」の導入、その安全運用のための「Governance-as-Code」の実装、量子機械学習などを含む「量子拡張技術」への戦略的投資を推進し、次世代AI基盤への転換を図るべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
235	リスクコミュニケーションの項目において現場の命を直接脅かす「有害情報（Harmful Information）」への国家レベルの明確な対処方針が抜け落ちている。専従チームを設置して国家として強靱な「情報レジリエンス」を確立すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
236	防災政策の評価軸を「資産損失の最小化」から「ウェルビーイング損失の最小化」へ転換するべき。 また、災害後の貧困転落を防ぐ公正で強靱な社会の実現のため、災害時に不均衡に大きな被害を受ける脆弱層を重視する「公正なレジリエンス（Just Resilience）」の導入、および気象条件に連動して自動・迅速に給付を行う「適応的社会的保護（ASP）」の仕組みの構築をすべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
237	グリーンインフラ活用を実効的なものとするため民間資金を呼び込みつつ持続的で強靱な社会基盤の構築が必要。そのために、国際標準（BS EN 18140:2026）に準拠した評価フレームワークの導入と、総経済価値（TEV）による生態系サービスの財務的可視化を行うとともに、すべての公共事業に「Resilience-by-Design（設計段階からの強靱化）」の原則を義務付け、復旧においては将来リスクを踏まえた「Build Back Better（より良い復興）」の厳格な基準を導入するべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
238	国際基準（気候ボンド・レジリエンス・タクソノミー）に準拠したレジリエンス債の発行支援を通じて民間資金の大規模流入を促進するとともに、民間が整備・運用し自治体がサービスとして利用する「Resilience-as-a-Service（RaaS）」モデルを導入し、将来の損失回避効果（Avoided Loss）を活用した持続可能な資金調達の仕組みを確立することにより、官民連携を深化させ、強靱化投資の拡大と持続可能なレジリエンス強化を図るべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
239	二次避難所のマッチングについて標準的な家族像だけでなく、多様な避難者像に合わせて設計すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
240	集団避難所に入れない事情によって避難所外に滞在せざるを得ない人を想定し、固定住所を前提とした支援だけでなく、多様な居住・滞在形態を前提にした災害時支援制度を整備すべき。	第2章2（2.2-3）において、車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
241	政策論点 指定避難所が被災・閉鎖した場合の代替避難先確保 指定外避難・ホテル避難・二次避難の制度的位置づけ 避難所外避難者への物資・情報提供ルート 広域災害における周縁被災地・地域メディア不在地域の情報保障 在宅避難・地域内物流・生活インフラ継続計画 災害時の心理的支援・日常性・娯楽・安心情報の重要性 住民票住所と実居住地がずれる人への行政手続き・福祉制度対応 災害・感染症下での医療継続、家族介護、宿泊支援 分野横断型の相談窓口・ワンストップ支援	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
242	パブリックコメントの募集期間が短すぎる。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
243	災害保険の普及よりも災害対策を推進すべき。	第1章1（4）において、国土強靱化を実効性あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の自助や共助の活性化、民の力の公助への活用をさらに進めていく必要があるなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
244	避難所生活が災害ストレス下で認知機能や精神状態が揺らぐ人にも継続可能な生活環境となるよう、支援体制を整備すべき。	第2章2（2.2-3）において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
245	多重困難者（居所不安定者、障害者、高齢者、就労困難者を含む）を災害時の支援対象としてだけでなく、地域の防災を支える担い手にもなり得る存在として位置付け、福祉・居住・就労・防災を横断する仕組みを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
246	障害福祉・高齢福祉・在宅医療・介護支援について、平時からぎりぎりの状態で運営されている地域が少なくない。災害時には、その状態から一気に崩壊する恐れがあるため、平時の体制から強化しておくべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
247	少雪地域の災害時交通・物流・タクシー・医療福祉送迎の脆弱性を、低頻度だが生活影響の大きいリスクとして位置付けるべき。	主要施策として道路の雪寒対策等を位置付けており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
248	災害時等におけるタクシーの配車管理を官民が連携して制度的に改善し、限られた車両を必要な人に適切に配分できる仕組みを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
249	災害時のボランティア、人員、物資、情報発信、寄付、後方支援を一元的に把握・調整する国・地方連携型のポータルサイト、フォーラム、受援管理システムを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
250	少雪地域の雪害を、単なる交通不便ではなく、医療、福祉、介護、物流、食料、通勤通学、救急搬送に波及する生活継続リスクとして位置付け、タクシー営業区域を含む広域輸送の柔軟化を検討すべき。	主要施策として道路の雪寒対策等を位置付けており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
251	巨大駅・繁華街・観光地では、多様な来街者が災害時に同時に滞留することを前提にした都市型国土強靱化が必要。高密度都市の災害対応を、単に「帰宅困難者対策」としてだけでなく、総合的な都市機能維持策として位置付けるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
252	自主防災組織の維持のために、地域防災リーダーの育成を進め、防災意識の高い住民が地域のリーダーとして活躍できる仕組みを構築すべき。住民が実践的なスキルを学べる訓練を消防署や自治体と連携して実施すべき。	第2章2 1.1-2)において、地域防災力の向上を図るため、女性や若者等幅広い住民の入団促進等による消防団員のより一層の確保とともに、大規模火災等に対応するため、小型・軽量化された車両・資機材等の整備の推進や、これらの更新を含む更なる充実を図るとともに、より実践的かつ効果的な訓練の強化等や、消防団拠点施設の強化、自主防災組織等との連携強化を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
253	災害対応インフラの整備として、災害用井戸の目標個所数に対する全体充足率をKPI指標とすべき。また、防災倉庫は学校跡地などを活用した分散型倉庫の整備も検討すべき。車中泊が可能な防災拠点を設置し、平常時にはレクリエーション施設として活用する方策をとりいれるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
254	アレルギー所持者や妊産婦など幅広い避難者に対応できる福祉避難所の整備を強化すべき。また、特定の属性の人が差別や偏見にさらされることのないよう、運営マニュアルを作成し、利用者への啓発を進めるべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
255	防災行政無線だけでなく、スマートフォンやラジオ、掲示板など多様な手段を活用して、災害時に情報が確実に届く仕組みを整備すべき。	第2章2 1.1-3)において、住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化などと記載しており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。また、第2章2 1.1-7)や第2章2 5.5-1)において、テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態とならないよう、ネットワークの強化や様々な情報伝達手段の構築・開発等の各種取組を推進することを記載しており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
256	災害時の道路ネットワークや橋梁の安全性を確保し、物資輸送を支えるインフラ整備を進めるべき。また、緊急輸送における地元企業やボランティアを含む支援体制を構築すべき。	第2章2 1.1-1)において、大規模地震等における道路閉塞や長期停電、通信障害等のリスクを軽減するため、関係府省庁と連携した多様な事業手法や道路管理者による占用制限の活用等により、コスト縮減や事業のスピードアップを図りつつ、市街地の緊急輸送道路等における無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送等を支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
257	流域治水において、緑地や農地を活用した治水計画を進め、地域の環境保全にも寄与するグリーンインフラを推進すべき。	第4章3 において、流域治水においては、生態系の機能の保全・再生や雨水の貯留・浸透により、下水道、河川及び農業用排水施設への雨水の流出の低減等に取り組むなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
258	地域住民が自身のリスクを理解できるよう、「多段階リスク明示型浸水想定図」を作成し、土地利用計画や防災対策の指針として活用すべき。	第2章2 1.1-3)において、一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
259	避難所での生活環境改善のため、娯楽や文化活動を取り入れるほか、感染症予防等に必要な物資を避難所や復旧作業現場に備蓄し、衛生管理を徹底すべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するほか、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所の環境改善のための取組を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
260	原子力事故の際の影響範囲と対策を計画に明記すべき。	国土強靱化を大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保など経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であるとして、年次計画2026を策定しています。
261	他都道府県や市町村の優れた強靱化計画を参考にし、国土強靱化計画をさらに精緻化すべき。	国土強靱化地域計画ガイドライン等により、国土強靱化地域計画の先進事例を地方公共団体に情報提供しているところですが、引き続き、国土強靱化地域計画の内容充実に取り組んでいきます。
262	コミュニティFMや地域ラジオを重要な情報インフラとして位置付け、平時から自治体・交通事業者・福祉団体・地域メディアが連携する体制を整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
263	災害発生時に人命・生活・経済に甚大な影響を与えるリスクについて、優先順位をより明確に示すべき。 特に、直接死の防止、災害関連死の防止、避難所環境の改善、断水・停電・通信途絶の防止、孤立地域対策、緊急輸送路の確保については、国土強靱化の中核施策として重点化すべき。	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者発生等の、35の起きてはならない最悪の事態を設定し、それらを避けるために国土強靱化施策に取り組んでいます。
264	国土強靱化は、単年度で完結するものではなく、長期的・継続的な投資が必要。特に、老朽インフラ更新、上下水道耐震化、避難所環境改善、緊急輸送路整備については、継続的な財源確保が不可欠。本計画においては、施策ごとの必要事業費、年度別の財源見通し、国・地方・民間の負担割合、安定財源確保の方針をより明確に示すべき。	安定財源の確保について、関係府省庁と連携して引き続き検討してまいります。
265	国土強靱化の多くは、最終的には地方自治体の現場で実施されるが、「見える化」や計画策定の促進だけでは、実際の工事、更新、避難所改善、住民支援まで進まないおそれがある。国は地方自治体に対し、財政支援だけでなく実施段階まで踏み込んだ支援を行うべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
266	災害関連死を防ぐためには、避難所を「一定期間、人が健康に生活できる場所」として整備する必要がある。本計画では、避難所の耐震性だけでなく、以下のような生活環境の質を国土強靱化の重要指標として位置付けるべき。 トイレ、入浴、空調、寝具、電源、通信環境の確保 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等への配慮 医療・福祉・介護との連携 女性・子どもの安全確保 ペット同行避難への対応 在宅避難者・車中泊避難者への支援 物資配布、情報提供、安否確認の仕組み	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するほか、スフィア基準も十分に踏まえながら避難所の在り方を見直すとともに、避難所の環境改善のための取組を推進するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
267	老朽インフラ対策については、「すべてを守る」だけではなく、「何を必ず守るのか」を明確にする必要がある。以下の観点を明確にすべき。 人命・救急・避難・物流に関わる施設の優先更新 代替ルートがない道路・橋梁の重点対策 上下水道の耐震化・広域化・冗長化 災害時に孤立を防ぐ交通網の維持 人口減少地域における施設統廃合や維持方針 更新できない施設のリスク開示	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
268	企業や住民に対して防災投資等を求めるだけでは、資金力の大小で防災格差が広がるおそれがある。 民間・住民の協力を求める場合には、地域単位の支援制度などを併せて整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
269	見える化は、広報資料ではなく、行政・事業者・住民が具体的に行動するためのリスク情報として活用されるべきであり、以下の情報を明確に示すべき。 未対策の地域・施設 対策が遅れている理由 必要な予算額 担当主体 完了予定時期 残存リスク 災害時に想定される影響 住民が取るべき備え	進捗状況の見える化については、御指摘されているように、個別の施設の対策の実施状況を明らかにすることで地域住民が自然災害に対するリスクを把握したり、都道府県・市区町村が、類似の地方公共団体の取組状況も踏まえながら重点的に取り組む施策を検討したりすることを期待して取組むものです。 その上で、見える化を進めるに当たっては、第1次国土強靱化実施計画「推進が特に必要となる施策」を対象として、関係府省庁、都道府県、市町村等関係者の理解を得つつ、国民の理解醸成の観点から効果的な示し方になるようにしてまいります。
270	このような重要計画については、十分な意見募集期間を確保するとともに、概要版、地域別資料、主要論点、前年度からの変更点、KPI一覧、予算一覧、住民生活への影響が分かる資料を併せて公表すべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
271	国土強靱化において、ハード整備に加え、医療・福祉・物流・通信・交通・生活物資・民間人材などを横断的に維持・連携する「社会機能維持」を中核に位置付けるとともに、 避難者や在宅避難者等の状況把握 物資需要の集約・配分 医療・福祉支援の連携 ボランティアの統合的管理 多重的な情報発信 を担う地域の災害時協働拠点を制度化・標準化すべき。 さらに、個別施策を統合した「全社会型レジリエンス」体制および全国共通の危機時行動ガイドの整備を進めるべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
272	大規模災害時の偽情報・誤情報・なりすまし・差別扇動等を、国土強靱化における社会機能維持上の重要リスクとして明確に位置付け、 官民（自治体・警察消防・医療・報道・SNS・通信等）が連携した情報確認・訂正体制の構築 「未確認・確認中・誤情報」等を明示する標準化された情報発信ルールの整備 誤情報を一覧化・訂正するファクトチェック体制（ポータル）の整備 詐欺・なりすまし・AI生成画像等への対策強化 多言語・弱者配慮を含む差別・分断防止の情報対応 防災訓練への情報リテラシー教育の組み込み を推進し、デマや情報混乱による社会機能の低下を防ぐ「情報レジリエンス」を強化すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
273	インフラ整備や老朽化対策だけでなく、自治体ごとの避難所運営、福祉避難所、備蓄、情報伝達、車中泊・在宅避難、災害時要配慮者対応などを横断比較できる標準項目やKPIを整備すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
274	精神障害、発達障害、認知機能の困難、感覚過敏、不安障害、PTSD傾向のある人などを、災害時の要配慮者として明確に位置付け、避難、情報取得、避難所生活、在宅避難、服薬継続、メンタルヘルス支援に関する具体的な施策を整備すべき。	第2章2.2.2-3)において、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保するなど記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
275	障害者を単なる避難時支援対象ではなく、地域で暮らし・学び・働き・余暇を営む生活者として位置付け、災害時にもその生活・支援・社会参加が途切れない体制を構築すべき。	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。
276	国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）の記載と整合させるため、p33の3行目に、具体的なガス設備を追記すべき。	ご意見のとおり、以下の通り追記させていただきます。 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（コージェネレーションシステム・ガス空調等）の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持を図る。
277	『二酸化炭素排出量の削減に資する建設機械、燃料、コンクリートや鋼等の建設材料の開発・活用に関する取組を進めること、特に「グリーン鉄」について、公共工事における試行工事を実施し、順次拡大するとともに、令和12年度以降の公共工事における本格活用を見据え、「国土交通省土木工事の脱炭素アクションプラン」等を通じて検討方針を明確化する』という旨が記載されている。 本記載は、国及び地方公共団体が行う公共工事分野におけるグリーン鉄の活用拡大に向けた取り組みの具体化を明示するものであり、我が国のGX推進を政府が率先して主導する方針に資するものとして、高く評価するとともに、これに強く賛同する。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
278	P30～P31において、次のように修文すべき。 ○ 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。エネルギー源として、ライフラインの強化のため再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギーを導入・活用する。 (理由) P32 8～9行目に記載されている主要施策「【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」が大きく関連する部分であり、本文においては、具体性を持たせるために主要施策名と同等の表現とすることが適当であるから。	ご意見のとおり、以下の通り追記させていただきます。 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。また、エネルギー源として、ライフラインの強化のため再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギーを導入・活用する。
279	P33 2～4行目を次の通り修文すべき。 ○ 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（コージェネレーションシステム・ガス空調等）の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持を図る。 (理由) 国土強靱化年次計画2023（素案）に関する意見募集の結果、「○ 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（コージェネレーションシステム・ガス空調等）の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持を図る。」となったものであり、年次計画2025まで一貫して同一の記述であった。政策上の変化はなく、コージェネレーションシステム・ガス空調の重要性も変化はないため、年次計画2025と同一の記述にすることが適当であるから。	ご意見のとおり、以下の通り追記させていただきます。 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（コージェネレーションシステム・ガス空調等）の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持を図る。
280	今般の国土強靱化年次計画でGX製品採用拡大の方針が織り込まれたことは、社会への実装、またその為のGX製品需要拡大に向けた市場に対する明確なシグナルであると大いに期待している。 国土強靱化計画にてGX製品採用拡大を打ち出され、その採用実績が積み重なることがGX市場形成の着火剤となり、多用途への需要拡大、社会としての負担に向けた仕組を誘引していくものとする。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
281	国が国土強靱化年次計画2026において、CO2排出量の削減が困難な産業である鉄鋼業界のGXを率先して推進する立場から、GXスチールの購買方針を示したことを支持する。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
282	アスファルトの蓄熱を抑えるための「車を休ませる日」の導入や、木陰を作る緑化を、防災計画の柱に据えるべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
283	大規模災害で鉄道が止まった際、個人の「マイ自転車」こそが最強の移動手段になる。日常から自転車を鉄道にそのまま載せられる「サイクル・トレイン」を全国で普及させることを、帰宅困難者対策として極めて有効な「防災投資」として推進すべき。	第2章2 5.5-5)において、災害時において機動的である自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、災害時の移動手段としての自転車、バイクの活用について情報収集及び発信を進めるなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
284	インフラ・備蓄・制度整備等のハード対策に加え、「人間の判断・行動・共助機能を維持するための事前準備」を強化する必要がある。そのため、地域・学校・企業等において、以下のような取組を国土強靱化施策として位置付けるべき。 ・災害時の心理・認知特性に関する教育 ・危機時の判断分断や情報混乱を想定した訓練 ・共助維持のためのコミュニケーション設計 ・孤立・災害関連死予防に向けた平時からの心理的レジリエンス向上 ・「物の備蓄」に加えた「心の備蓄」の普及推進	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
285	国土強靱化の観点から、通信を「民間サービス」ではなく「公共料金」として再定義し、全国民が、災害時にも安価かつ確実に繋がる権利を保障すべき。	第2章2 5.5-1)において、データセンターが東京圏・大阪圏に集中しており、また国内の海底ケーブルは主に太平洋側に敷設されていること、及び国際海底ケーブルが房総半島や志摩半島に陸揚局が集中していることを踏まえ、民間事業者によるデータセンターの分散立地や日本海側の海底ケーブル、国際海底ケーブルの分岐支線等の整備に対して支援を行うことによりデジタルインフラの強靱化を進めるなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
286	巨大地震等の災害時、「マイ自転車」が移動手段として有効である。鉄道の復旧後、自転車をそのまま車内に持ち込める（サイクル・トレイン）体制を平時から標準化することで、災害時移動網の構築を図るべき。	第2章2 5.5-5)において、災害時において機動的である自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、災害時の移動手段としての自転車、バイクの活用について情報収集及び発信を進めるなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
287	「車を休ませる日（カー・フリー・デー）」を設け、アスファルトの蓄熱を抑えるべき。また、風の通り道を確保し、自転車と緑が主役になる「熱に強い街づくり」を、気候変動に対する真の強靱化として進めるべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
288	既存のインフラや大企業を守るための規制ではなく、国民が自由にサービスを選び、乗り換えられる「流動性」こそが、非常時にも機能し続けるしなやかな社会を創る。技術（自動運転や通信技術）が人間を助け、誠実に生活を支える者が報われる「人に優しい強靱化」を強く求める。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
289	避難所運営では、身体障害や医療的ケアへの配慮に加え、精神障害・発達障害・感覚過敏への配慮を標準化すべき。	第2章2 2.2-3)において、避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促進するなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
290	避難所に来ない人を支援不要とみなすのではなく、避難所外避難者にも、物資、情報、医療、服薬、精神保健相談、福祉相談が届く仕組みを整えるべき。	第2章2 2.2-3)において、車中等避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進するなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。
291	視覚障害者、聴覚障害者等、認知機能に困難のある人などについて、本人が可能な範囲で一人でも安全な場所へ移動し、援助を求められるようにする個別避難訓練を強化すべき。	第2章2 2.2-1)において、モデル事業で蓄積された様々な知見やノウハウ、そして人的資源を活用して、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。また、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組等を推進する。さらに、個別避難計画作成の必要性など制度の趣旨の周知や各地の取組事例の共有・展開等により、個別避難計画の効果的・効率的な作成の取組促進を図るなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
292	精神障害のある高齢者、特に高齢女性や、同居家族も精神障害・高齢・病気・認知機能低下等を抱える世帯を、災害時に支援から取り残されやすい層として明確に位置付けるべき。	第2章2 2.2-1)において、モデル事業で蓄積された様々な知見やノウハウ、そして人的資源を活用して、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。また、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組等を推進する。さらに、個別避難計画作成の必要性など制度の趣旨の周知や各地の取組事例の共有・展開等により、個別避難計画の効果的・効率的な作成の取組促進を図るなどと記載されており、それらの方針に基づき取組を進めてまいります。